

福岡県 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例

平成29年3月30日  
福岡県条例第11号

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 不当な差別的取扱いの禁止等（第八条—第十二条）

第三章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制  
第一節 障がいを理由とする差別に関する相談体制（第十三条—第十六条）  
第二節 福岡県障がい者差別解消委員会（第十七条—第二十三条）  
第三節 知事による勧告及び公表（第二十四条・第二十五条）  
第四節 障がい者差別解消支援地域協議会（第二十六条・第二十七条）

第四章 啓発（第二十八条・第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障がい及び障がいのある人への誤解及び偏見並びに社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加がまだ妨げられている状況に鑑み、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。

二 保護者 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）、成年後見人その他裁判所の審判により法定代理権を有する者及び現に障がいのある人を養護する者をいう。

三 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。

四 不当な差別的取扱い 障がい又は障がいに関連する事由を理由としてされる、財・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障がいのない人に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の異なる取扱い（障がいのない人と同等の機会及び待遇の確保を推進すること等正当と認められる目的の下にされる取扱いを除く。）であって、当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるものをいう。

五 合理的配慮の提供 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整（社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。）をいう。

六 行政機関等 国の行政機関（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第四号に規定する国の行政機関をいう。）、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）、独立行政法人等（法第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）をいう。

七 事業者 目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、県内で商業その他の事業を行う者（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。  
(基本理念)

第三条 この条例による障がいと理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること。

二 障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと。

三 あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと。

四 障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。  
(県の責務等)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）その他の法令（条例及び規則を含む。）との調和を図りつつ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的かつ主体的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、又は実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとする。

3 県は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、事業者が第六条第一項の規定により必要な措置を講じようとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 県は、全ての障がいのある人に、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保し、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう努めなければならない。

6 県は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障がい者及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県及び市町村が実施する障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 不当な差別的取扱いの禁止等

(不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供)

第八条 何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、合理的配慮の提供を誠実に行うことにより、社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

(事業分野別の合理的配慮等)

第九条 県は、前条の規定の趣旨が、障がいのある人の日常生活又は社会生活において広く実現されるよう、次に掲げる分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に当たり特に配慮すべき具体的事項について情報を集積し、当該分野に携わる事業者及び行政機関等に対する必要な情報の提供及び啓発を行わなければならない。

- 一 障がい福祉事業、介護保険事業、保育事業その他の福祉サービスの分野
- 二 医療の分野
- 三 労働及び雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の分野
- 六 多数の者の利用に供される建築物の利用の分野
- 七 公共交通機関の利用の分野
- 八 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引の分野
- 九 多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領の分野
- 十 前各号に掲げるもののほか、商品、サービス及び役務の提供の分野その他障

がいのある人の日常生活又は社会生活に関わりのある分野

- 2 県は、前項の規定による情報の提供及び啓発を行おうとするときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(事前の改善措置)

第十条 県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。

一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化

二 介助者等の人的支援

三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

(防災及び防犯の対策)

第十一条 県は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。

(虐待防止の対策)

第十二条 県は、障がいのある人に対する虐待の防止が、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する上で極めて重要であることに鑑み、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修の実施、障がいのある人に対する虐待の防止に関する啓発及び相談に係る体制整備その他の必要な対策を講ずるものとする。

第三章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止

## 等のための体制

### 第一節 障がい者を理由とする差別に関する相談体制

#### (個別相談)

第十三条 県は、障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）又は事業者からの不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する個別の事案についての相談（以下「個別相談」という。

）に応ずるものとする。

2 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるものとする。

#### (県における専門相談員の設置)

第十四条 県に、個別相談に応じて専門的及び広域的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置く。

2 専門相談員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (市町村における相談体制の整備)

第十五条 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる相談体制の整備に努めるものとする。

#### (県と市町村の連携)

第十六条 市町村は、個別相談に応じて事案の解決又は改善を図るため必要があるときは、専門相談員に助言又は支援を求めることができる。

### 第二節 福岡県障がい者差別解消委員会

#### (設置)

第十七条 事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する紛争の防止又は解決を図るため、県に福岡県障がい者差別解消委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この節の規定によりその権限に属する事項を処理するものとする。

3 委員会は、知事が任命する委員七人以内で組織する。

4 この節及び第三十条第二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (守秘義務)

第十八条 委員会の委員及び委員会の事務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(助言又はあつせんの申立て)

第十九条 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）は、個別相談によっては事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する事案の解決又は改善が期待できないと史料するときは、委員会に対し、当該事案の当事者（この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。）への助言又はあつせんを求め

る申立てをすることができる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 当事者の全てが県外に居住し、又は所在する者であるとき。
- 二 当該事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過したものであるとき。

(助言又はあつせんの申立てに係る調査及び審議)

第二十条 委員会は、前条の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事案についての事実の調査及び審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定により事実の調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 当事者は、第一項の規定による事実の調査及び審議に協力しなければならない。

(助言又はあつせん)

第二十一条 委員会は、前条第一項の規定による事実の調査及び審議を終えたときは、当事者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 助言又はあつせんを行う必要がないと認めるとき。
- 二 第十九条の申立てに係る事案の性質上、助言又はあつせんを行うことが適当でないとき。

三 第十九条の申立てが、当該申立てに係る事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過した日以後にされたものであることが判明したとき。

2 委員会は、前項ただし書の規定により助言又はあつせんを行わないときは、第十九条の申立てをした者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(助言又はあっせんの終了)

第二十二條 委員会は、前条第一項の規定により助言をし、又はあっせんを開始した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助言又はあっせんを終了するものとする。

- 一 当事者が助言に従ったとき、又はあっせん案を受諾したとき。
- 二 当事者が助言に従わないとき、又はあっせん案を受諾しないとき。
- 三 助言又はあっせんを継続することが困難であり、又は適当でないとき

2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(措置の求め)

第二十三條 委員会は、当事者のうち事業者又は行政機関等が助言に従わず、又はあっせん案を受諾しないときは、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため、知事に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第三節 知事による勧告及び公表

(勧告)

第二十四條 知事は、委員会から前条の規定による求めがあった場合において、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため必要があると認めるときは、当事者のうち事業者又は行政機関等に対し、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第二十五條 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は行政機関等が当該勧告に従わず、第八条の規定の趣旨を著しく損なうおそれがあると認めるときは、当該事業者又は行政機関等の名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定し、前条の規定による勧告を受けた事業者若しくは行政機関等又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者若しくは行政機関等又はその代理人が、正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第四節 障がい者差別解消支援地域協議会



（障がい者差別解消支援地域協議会の組織）

第二十六条 県は、県内の障がいを理由とする差別の解消を推進するため、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を自らが中心となつて組織するものとする。

第二十七条 県は、市町村に対し、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するよう働きかけるものとする。

第四章 啓発

（啓発）

第二十八条 県は、県の職員に対し、障がいのある人から直接話を聞く機会を設ける等、法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修及び啓発を行うことにより、障がい及び障がいのある人への理解の増進に努めなければならない。

2 県は、事業者がその従業者に対し法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修又は啓発を行おうとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、県民に対し、法及びこの条例の趣旨の徹底に資する啓発に努めなければならない。

（表彰）

第二十九条 知事は、障がい及び障がいのある人への理解を深め障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

第五章 雑則

（市町村条例との関係等）

第三十条 この条例の規定は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し条例で別段の定めをすることを妨げるものではない。

2 知事及び委員会は、第十九条の申立てに係る事案であつて、市町村が当該事案の解決又は改善を図ることを目的として第二十一条第一項の規定による助言若

しくはあつせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、第二十一条第一項の規定による助言若しくはあつせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表を行わないものとする。

（規則への委任）

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十二条 第十四条第二項又は第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第三章第四節及び第四章の規定並びに附則第三条中福岡県職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）第六条第一項第一号の改正規定、附則第八条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第六十六号）第二条の表障害者更生相談所の項の改正規定（「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。）並びに附則第十二条（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五号）第十四条第二項の表の改正規定及び第十五条第二項の表の改正規定に限る。）、附則第十七条（福岡県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和五十五年福岡県条例第二十七号）の題名の改正規定及び第一条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める部分に限る。）、附則第二十二条（福岡県障害者施策審議会条例（平成七年福岡県条例第二十六号）第二条第二項第三号及び第四号の改正規定を除く。）及び附則第二十五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 県は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例及び法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同項第二号中「精神障害者の」を「精神障がいの」に改める。  
（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正）

第四条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

だいちじょうちゆう しょうがい しょう であらた  
第一条 中「障害」を「障がい」に改める。

ふくおかけんしよくいん きゆうよ かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

だいちじょう ふくおかけんしよくいん きゆうよ かん じょうれい しょうわさんじゆうにねんふくおかけんじょうれいだいよんじゆう  
第五条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十

いちごう いちぶ つぎ かいせい  
一号)の一部を次のように改正する。

だいちじゆうにじょうだいにこうだいろくごう つぎ であらた  
第十二条 第二項第六号を次のように改める。

ろく じゅうどしんしんしょう しゃ  
六 重度心身障がい者

ふくおかけんけいさつしよくいん きゆうよ かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

だいろくじょう ふくおかけんけいさつしよくいん きゆうよ かん じょうれい しょうわさんじゆうにねんふくおかけんじょうれいだいご  
第六条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五

じゅうごう いちぶ つぎ かいせい  
十号)の一部を次のように改正する。

だいちじゅういちじょうだいにこうだいろくごう つぎ であらた  
第十一条 第二項第六号を次のように改める。

ろく じゅうどしんしんしょう しゃ  
六 重度心身障がい者

ふくおかけんこうりつがっこうしよくいん きゆうよ かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

だいななじょう ふくおかけんこうりつがっこうしよくいん きゆうよ かん じょうれい しょうわさんじゆうにねんふくおかけんじょうれい  
第七条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例

だいちじゅういちごう いちぶ つぎ かいせい  
第五十一号)の一部を次のように改正する。

だいちじゆうにじょうだいにこうだいろくごう つぎ であらた  
第十二条 第二項第六号を次のように改める。

ろく じゅうどしんしんしょう しゃ  
六 重度心身障がい者

ふくおかけんしよくいん きゆうりょう ちょうせいがく かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

だいちじょう ふくおかけんしよくいん きゆうりょう ちょうせいがく かん じょうれい いちぶ つぎ かいせい  
第八条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を次のように改正す

る。

だいにじょう ひょうしょうがいしゃこうせいそうだんしよ こうちゆう しょうがいしゃこうせいそうだんしよ しょう しゃ  
第二条の表 障害者更生相談所の項中「障害者更生相談所」を「障がい者  
こうせいそうだんしよ しんたいしょうがいしゃまた ちてきしょうがいしゃ しんたいしょう ひとまた ち  
更生相談所」に、「身体障害者又は知的障害者」を「身体障がいのある人又は知  
てきしょう ひと であらた どうひょうせいしんほけんふくし こうちゆう せいしんしょうがいしゃ  
的障がいのある人」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「精神障害者」  
を「精神障がい者」に改める。

ふくおかけんほけんし じよさんし かんごしおよ じゆんかんごししゅうがくしきんたいよじょうれい いちぶかいせい  
(福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

だいきゅうじょう ふくおかけんほけんし じよさんし かんごしおよ じゆんかんごししゅうがくしきんたいよじょうれい しょうわさん  
第九条 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三

じゅうななねんふくおかけんじょうれいだいごじゅうななごう いちぶ つぎ かいせい  
十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

だいきゅうじょうだいちこうだいにこうちゆう しんしんしょうがい しんしんしょう であらた  
第九条 第一項第二号中「心身障害」を「心身障がい」に改める。

さいがい さい おうきゅうそち ぎょうむ じゅうじ もの かか そんがいほしょう かん じょうれい  
(災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の

いちぶかいせい  
一部改正)

だいちじゅうじょう さいがい さい おうきゅうそち ぎょうむ じゅうじ もの かか そんがいほしょう かん じょうれい  
第十条 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

しょうわさんじゆうはちねんふくおかけんじょうれいだいごごう いちぶ つぎ かいせい  
(昭和三十八年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

だいちじょうちゆう しょうがい しょう であらた  
第一条 中「障害」を「障がい」に改める。

だいに じょうちゆう しょうがいほしょう を しょう ほしょう あらた  
第二条中「障害補償」を「障がい補償」に改める。

だいろくじょう みだ しょう ほしょう あらた どうじょうだいいちこうちゆう しんたいしょうがい  
第六条の見出しを「(障がい補償)」に改め、同条第一項中「身体障害」  
を「身体障がい」に、「障害補償」を「障がい補償」に、「障害の」を「障がい  
の」に改め、同条第二項及び第三項中「身体障害」を「身体障がい」に改め  
、同条第四項中「障害補償」を「障がい補償」に、「身体障害」を「身体障  
がい」に改め、同条第五項中「身体障害」を「身体障がい」に、「障害の」  
を「障がいの」に、「障害補償」を「障がい補償」に、「障害に」を「障がいに  
」に改める。

べつびょうちゆう しん たい しょう がい しん たい しょう がい あらた どうひょう  
別表中「**身体障害**」を「**身体障がい**」に改め、同表  
いちきゅう こう ごきゅう こう きていちゆう しょうがい しょう あらた どうひょうろくきゅう  
一級の項から五級の項までの規定中「障害」を「障がい」に改め、同表六級  
の項第二号中「障害」を「障がい」に改め、同項第五号中「運動障害」を  
「運動障がい」に改め、同表七級の項第四号及び第五号中「障害」を「障  
がい」に改め、同項第九号及び第一〇号中「運動障害」を「運動障がい」に  
改め、同表八級の項第二号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同表  
きゅうきゅう こうおよ じゅうきゅう こうちゆう しょうがい しょう あらた どうひょうじゅういちきゅう  
九級の項及び一〇級の項中「障害」を「障がい」に改め、同表一一級の  
こうだいいちこうちゆう ちょうせつきのうしょうがいたま うんどうしょうがい ちょうせつきのうしょう また うんどうしょう  
項第一号中「調節機能障害又は運動障害」を「調節機能障がい又は運動障  
がい」に改め、同項第二号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同項第  
いち こうちゆう しょうがい しょう あらた どうひょういちにきゅう こうだいいちこうちゆう ちょうせつきのう  
一〇号中「障害」を「障がい」に改め、同表一二級の項第一号中「調節機能  
しょうがいたま うんどうしょうがい ちょうせつきのうしょう また うんどうしょう あらた どうこうだいに  
障害又は運動障害」を「調節機能障がい又は運動障がい」に改め、同項第二  
ごうちゆう うんどうしょうがい うんどうしょう あらた どうこうだいろくごおよ だいなごうちゆう しょう  
号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同項第六号及び第七号中「障  
がい しょう あらた どうひょうじゅうさんきゅう こうだいろくごうちゆう しょうがい しょう  
害」を「障がい」に改め、同表一三級の項第六号中「障害」を「障がい  
」に改め、同表備考第三号及び第五号中「運動障害」を「運動障がい」に改  
め、同表備考第六号中「身体障害」を「身体障がい」に、「障害で」を「障が  
いで」に改める。

ふくおかけんしよくいん たいしよくてあて かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

だいじゅういちじょう ふくおかけんしよくいん たいしよくてあて かん じょうれい しょうわさんじゅうはちねんふくおかけんじょうれい  
第十一条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例  
第二十七号)の一部を次のように改正する。

だいさんじょうだいに こうちゆう しょうがい しょう あらた  
第三条第二項中「障害の」を「障がいの」に改める。

ふくおかけんおおやけ しせつ せつちおよ かんり かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

だいじゅうにじょう ふくおかけんおおやけ しせつ せつちおよ かんり かん じょうれい いちぶ つぎ  
第十二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように  
改正する。

もくじちゆう しょうがいしゃこうせいそうだんしょ しょう しゃこうせいそうだんしょ しょうがいしゃしえんしせつ  
目次中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に、「障害者支援施設

」を「障がい者支援施設」に改める。

第二章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款 障がい者更生相談所

第十四条第一項中「身体障害者又は知的障害者」を「身体障がいのある人又は知的障がいのある人」に、「障がい者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同項の表中「福岡県障害者更生相談所」を「福岡県障がい者更生相談所」に改める。

第二章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款 障がい者支援施設

第十五条第一項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改め、同条第二項の表中「福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園」を「福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園」に改める。

第二百一十一条第一項中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十三条 福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県心身障がい者扶養共済制度条例

第一条中「心身障害者の」を「心身障がい者の」に、「心身障害者に」を「心身障がい者に」に、「福岡県心身障害者扶養共済制度」を「福岡県心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 知的障がい者

第三条第一項第三号中「障害」を「障がい」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第三項中「重度障害」を「重度障がい」に改め、同条第四項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第三号中「障害を」を「障がいを」に改め、同条第二項第二号中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

だいごじょうだいにこうだいにこうおよ、だいさんごうなら、だいごじょう、にちゅう、しんしんしょうがいしゃ、しんしん  
第五 条 第二 項 第二 号 及 び 第三 号 並 び に 第五 条 の 二 中 「心 身 障 害 者」を 「心 身  
障 がい 者」に 改 め る。

だいごじょう、さんだいにこうだいいちごうちゅう、しょうがい、しょう、あらた、どうこうだいにこう  
第五 条 の 三 第二 項 第一 号 中 「障 害 を」を 「障 がい を」に 改 め、同 項 第二 号  
中 「心 身 障 害 者」を 「心 身 障 がい 者」に 改 め る。

だいろくじょうだいいちごうちゅう、じゅうどしょうがい、じゅうどしょう、あらた、どうじょうだいきんこうちゅう  
第六 条 第一 項 中 「重 度 障 害」を 「重 度 障 がい」に 改 め、同 条 第三 項 中 「  
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度」を 「心 身 障 がい 者 扶 養 共 済 制 度」に 改 め る。

だいななじょうだいいちごうちゅう、じゅうどしょうがい、じゅうどしょう、しんしんしょうがいしゃ、しんしん  
第七 条 第一 項 中 「重 度 障 害」を 「重 度 障 がい」に、「心 身 障 害 者」を 「心 身  
障 がい 者」に 改 め、同 条 第二 項 中 「重 度 障 害」を 「重 度 障 がい」に 改 め る

。 だいはちじょうだいいちこうおよ、だいろくこう、だいきゅうじょうなら、だいいじゅうさんじょうだいいちごうちゅう、しんしんしょうがい  
第八 条 第一 項 及 び 第六 項、第九 条 並 び に 第十 三 条 第一 項 中 「心 身 障 害  
者」を 「心 身 障 がい 者」に 改 め る。

だいいじゅうさんじょう、にだいいちごうちゅう、しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど、しんしんしょう、しゃふよう  
第十 三 条 の 二 第一 項 中 「心 身 障 害 者 扶 養 共 済 制 度」を 「心 身 障 がい 者 扶 養  
共 済 制 度」に 改 め る。

だいいじゅうさんじょう、しんしんしょうがいしゃ、しんしんしょう、しゃ、あらた  
第十 四 条 中 「心 身 障 害 者」を 「心 身 障 がい 者」に 改 め る。

だいいじゅうななじょうだいいちごうちゅう、じゅうどしょうがい、じゅうどしょう、あらた、どうこうだい  
第十 六 条 第一 項 第二 号 中 「重 度 障 害」を 「重 度 障 がい」に 改 め、同 項 第  
三 号 中 「心 身 障 害 者」を 「心 身 障 がい 者」に 改 め、同 項 第六 号 中 「心 身 障  
害 者 扶 養 共 済 制 度」を 「心 身 障 がい 者 扶 養 共 済 制 度」に 改 め る。

だいいじゅうろくじょうだいいちごうちゅう、だいにこうちゅう、しんしんしょうがいしゃ、しんしんしょう、しゃ  
第十 七 条 第一 項 第一 号 及 び 第二 号 中 「心 身 障 害 者」を 「心 身 障 がい 者」  
に 改 め、同 条 第二 項 第一 号 中 「重 度 障 害」を 「重 度 障 がい」に 改 め、同 条  
第 五 項 中 「心 身 障 害 者」を 「心 身 障 がい 者」に 改 め る。

（福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金条例の一部改正）

だいいじゅうさんじょう、ふくおかけんこうとうがっこうていじせいかていおよ、つうしんせいかていしゅうがくしょうれいきんじょうれい、いちぶ、かいせい  
第十 四 条 福岡 県 高 等 学 校 定 時 制 課 程 及 び 通 信 制 課 程 修 学 奨 励 金 条 例（昭 和  
四 十 九 年 福 岡 県 条 例 第 五 十 二 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

だいきゅうじょうだいにこうだいにこうちゅう、しんしんしょうがい、しんしんしょう、あらた  
第九 条 第二 項 第二 号 中 「心 身 障 害」を 「心 身 障 がい」に 改 め る。

ふくおかけん、としこうえんじょうれい、いちぶ、かいせい  
（福岡県都市公園条例の一部改正）

だいいじゅうごじょう、ふくおかけん、としこうえんじょうれい、しょうわごじゅうにねんふくおかけんじょうれいだいいじゅうにこう、いちぶ  
第十 五 条 福岡 県 都 市 公 園 条 例（昭 和 五 十 二 年 福 岡 県 条 例 第 十 二 号）の 一 部  
を 次 の よう に 改 正 す る。

べつびょうだいに、ろくびこうさん、どうひょう、じゅうびこうきゅう、およ、どうひょう、じゅういちびこうはち、なら  
別 表 第二 の 六 備 考 三 三、同 表 の 十 備 考 九 二 及 び 同 表 の 十 一 備 考 八 二 並 び に  
別 表 第三 の 備 考 三 三 中 「障 害 者」を 「障 がい 者」に 改 め る。

べつびょうだいご、いち、こうちゅう、しょうがいしゃ、りょう、しょう、ひとどう、こうれいしゃ、しょう  
別 表 第五 の 一 の 項 中 「障 害 者 等 が 利 用」を 「障 がい の ある 人 等（高 齢 者、障  
害 者 等 の 移 動 等 の 円 滑 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第二 条 第一 号 に 規 定 す る 高 齢 者、障  
害 者 等 を いう。以下 この 表 に お いて 同 じ。）が 利 用」に、「障 害 者 等 の 円 滑 な」を

「障がいのある人等の円滑な」に、「障害者等が転落」を「障がいのある人等が転落」に、「視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等」を「視覚障害者誘導用ブロック（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）第三条第六号に規定する視覚障害者誘導用ブロックをいう。以下この表において同じ。）その他の高齢者、障がいのある人等」に、「視覚障害者誘導用ブロックは」を「視覚障害者誘導用ブロックは」に改め、同表の二の項から四の項までの規定中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同表の五の項中「障害者」を「障がいのある人」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障害者誘導用ブロック」に改め、同表の六の項から十二の項までの規定中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

（福岡県ふぐ取扱条例の一部改正）

第十六条 福岡県ふぐ取扱条例（昭和五十三年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条 第一項第一号中「障害」を「障がい」に改める。

（福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第十七条 福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例

第一条 中「、障害者」を「、障がいのある人」に、「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める。

第三条 中「、障害者」を「、障がいのある人」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第五条 第一号中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

（福岡県地域改善対策奨学資金の返還債務の免除に関する条例の一部改正）

第十八条 福岡県地域改善対策奨学資金の返還債務の免除に関する条例（昭和五十八年福岡県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一号中「障害」を「障がい」に改める。

（福岡県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例の

いちぶかいせい  
一部改正)

だいじゅうきゅうじょう ふくおかけんちいきかいぜんたいさくしよくぎょうくねんじゅこうしきんとう へんかんさいむ めんじよ かん  
第十九条 福岡県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する  
じょうれい しょうわろくじゅうにねんふくおかけんじょうれいだいにじゅうさんごう いちぶ つぎ かいせい  
る条例(昭和六十二年福岡県条例第二十三号)の一部を次のように改正する

。 だいにじょうだいいちごうちゅう しょうがい しょう あらた  
第二条第一号中「障害」を「障がい」に改める。  
(福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正)

だいにじゅうじょう ふくおかけんせいかつふくしきんかじつけじょう ほじよ かん じょうれい へいせいにねんふくおかけん  
第二十条 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(平成二年福岡県  
じょうれいだいにじゅうなごう いちぶ つぎ かいせい  
条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

だいにじょうちゅう しょうがいしやせたい しょう しやせたい あらた  
第二条中「障害者世帯」を「障がい者世帯」に改める。  
(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

だいにじゅういちじょう ふくおかけんしよくいん いくじきゅうぎょうとう かん じょうれい へいせいよんねんふくおかけんじょうれい  
第二十一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例  
だいやんごう いちぶ つぎ かいせい  
第四号)の一部を次のように改正する。

だいさんじょうだいやんごうおよ だいじゅういちじょうだいやんごうちゅう しょうがい しょう あらた  
第三条第四号及び第十一条第四号中「障害」を「障がい」に改める。  
(福岡県障害者施策審議会条例の一部改正)

だいにじゅうにじょう ふくおかけんしょうがいしやさくしんぎかいじょうれい いちぶ つぎ かいせい  
第二十二條 福岡県障害者施策審議会条例の一部を次のように改正する。  
だいめい つぎ あらた  
題名を次のように改める。

ふくおかけんしょう しやさくしんぎかいじょうれい  
福岡県障がい者施策審議会条例

だいちじょうちゅう ふくおかけんしょうがいしやさくしんぎかい ふくおかけんしょう しやさくしんぎかい あらた  
第一条中「福岡県障害者施策審議会」を「福岡県障がい者施策審議会」に改  
める。

だいにじょうだいにこうだいさんごうおよ だいやんごうちゅう しょうがいしや しょう ひと あらた  
第二条第二項第三号及び第四号中「障害者」を「障がいのある人」に改め  
る。

だいろくじょうちゅう しょうがいしやふくしか しょう ふくしか あらた  
第六条中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。  
(福岡県営住宅条例の一部改正)

だいにじゅうさんじょう ふくおかけんえいじゅうたくじょうれい へいせいきゅうねんふくおかけんじょうれいだいろくじゅうきゅうごう いちぶ  
第二十三条 福岡県営住宅条例(平成九年福岡県条例第六十九号)の一部  
つぎ かいせい  
を次のように改正する。

だいろくじょうだいいちこうかくごうれつきがい ぶぶんちゅう しんたいしょうがいしや しんたいしょう ひと  
第六條第一項各号列記以外の部分中「身体障害者」を「身体障がいのある人  
」に改め、同項第二号イ(1)中「障害の」を「障がいの」に、「身体障害

を「身体障がい」に、「精神障害に」を「精神障がいに」に、「知的障害」を「知  
てきしょう あらた どうじょうだいにこうかくごうれつきがい ぶぶんちゅう しんたいしょうがいしや しんたい  
的障がい」に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「身体障害者」を「身体

障がいのある人」に、「障害が」を「障がいが」に改め、同項第二号中「その障  
害」を「その障がい」に、「障害の種類」を「障がいの種類」に改め、同号イ中

「身体障害 身体障害者福祉法施行規則」を「身体障がい 身体障害者福祉法



しこうきそく あらた どうごう ちゅう せいしんしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょう ちてきしょう  
施行規則に改め、同号口中「精神障害(知的障害)」を「精神障がい(知的障  
がいに改め、同号ハ中「知的障害」を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神  
障がい」に改め、同項第三号中「障害」を「障がい」に改める。

だいきゅうじょうだいに こうちゅう しんしんしょうがいしゃ しんしんしょう しゃ あらた  
第九条第二項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

ふくおかけんふくし じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県福祉のまちづくり条例の一部改正)

だいに じゅうよんじょう ふくおかけんふくし じょうれい へいせいじゅうねんふくおかけんじょうれいだいよんごう  
第二十四条 福岡県福祉のまちづくり条例(平成十年福岡県条例第四号)の  
いちぶ つぎ かいせい  
一部を次のように改正する。

だいちじょう だいに じょうだいいちごう だいきんじょうだいに こう だいに じょうだいに だいに だいに だいに だいに  
第一条、第二条第一号、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第  
ろくじょうだいに こう だいななじょうおよ だいちじゅうよんじょうちゅう しょうがいしゃ しょう ひと あらた  
六条第二項、第七条及び第十四条中「障害者」を「障がいのある人」に改  
める。

だいちじゅうごじょうだいに こうちゅう しょうがいしゃ しょう ひと あらた どうじょうだいさんこう  
第十五条第二項中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第三項  
ちゅう しょうがいしゃだんたい しょう しゃだんたい あらた  
中「障害者団体」を「障がい者団体」に改める。

だいに じゅうろくじょうちゅう しょうがいしゃ しょう ひと あらた  
第二十六条中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

ふくおかけんしょうがいしゃかいごきゅうふひとうふくしんさかいじょうれい いちぶかいせい  
(福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

だいに じゅうごじょう ふくおかけんしょうがいしゃかいごきゅうふひとうふくしんさかいじょうれい へいせいじゅうはちねんふくおかけん  
第二十五条 福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年福岡県  
じょうれいだいじゅうに ごう いちぶ つぎ かいせい  
条例第十二号)の一部を次のように改正する。

だimei つぎ あらた  
題名を次のように改める。

ふくおかけんしょう しゃかいごきゅうふひとうふくしんさかいじょうれい  
福岡県障がい者介護給付費等不服審査会条例

だいちじょうちゅう ふくおかけんしょうがいしゃかいごきゅうふひとうふくしんさかい へいせいじゅうはちねんふくおかけん  
第一条中「福岡県障害者介護給付費等不服審査会」を「福岡県障がい者介護  
きゅうふひとうふくしんさかい あらた  
給付費等不服審査会」に改める。

ふくおかけんにんてい こ えん にんていようけん かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県認定子ども園の認定要件に関する条例の一部改正)

だいに じゅうろくじょう ふくおかけんにんてい こ えん にんていようけん かん じょうれい へいせいじゅうはちねんふくおかけん  
第二十六条 福岡県認定子ども園の認定要件に関する条例(平成十八年福岡県  
じょうれいだいごじゅうよんごう) いちぶ つぎ かいせい  
条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

だいはちじょうだいに こうちゅう しょうがい しょう あらた  
第八条第五号中「障害」を「障がい」に改める。

ふくおかけんいんしゅうんてんぼくめつうんどう すいしん かん じょうれい いちぶかいせい  
(福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部改正)

だいに じゅうななじょう ふくおかけんいんしゅうんてんぼくめつうんどう すいしん かん じょうれい へいせい に じゅうよんねん  
第二十七条 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年  
ふくおかけんじょうれいだいいちごう いちぶ つぎ かいせい  
福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

だいきんじゅういちじょう に だいちこうちゅう けんこうしょうがい けんこうしょう  
第三十一条の二第一項中「アルコール健康障害」を「アルコール健康障  
あらた  
がい」に改める。

ふくおかけんこうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かか しんごうきとう かん きじゆん  
(福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を  
さだ じょうれい いちぶかいせい  
定める条例の一部改正)

だいに じゅうはちじょう ふくおかけんこうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かか しんごうきとう  
第二十八条 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に

かん きじゆん さだ じょうれい へいせい に じゅうよんねんふくおかけんじょうれいだいさんじゅうきゅうごう いちぶ つぎ  
関する基準を定める条例（平成二十四年福岡県条例第三十九号）の一部を次  
のように改正する。

だいに じょうだいいちごう およ だいよんじょうだいに ごうちゅう しかくしょうがいしゃ しかくしょう ひと  
第二条 第一号イ及び第四条 第二号 中「視覚障害者」を「視覚障 がいのある人  
」に改める。

ふくおかけんしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい きじゆんとう かん じょうれい  
（福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の  
いちぶかいせい  
一部改正）

だいに じゅうきゅうじょう ふくおかけんしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい きじゆんとう  
第二十九条 福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に  
かん じょうれい へいせい に じゅうよんねんふくおかけんじょうれいだい ごじゅうなごう いちぶ つぎ かいせい  
関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正す  
る。

だimei つぎ あらた  
題名を次のように改める。

ふくおかけんしょう しょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うん  
福岡県 障 がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運  
営の基準等に関する条例

もくじちゅう しょうがいふくし しょう ふくし しょうがいしゃしえんしせつ  
目次中「障害福祉サービス」を「障 がい福祉サービス」に、「障 害者支援施設  
を「障 がい者支援施設」に改める。

だいいちじょうちゅう しょうがいふくし しょう ふくし しょうがいしゃしえんしせつ  
第一条 中「障害福祉サービス」を「障 がい福祉サービス」に、「障 害者支援施設  
」を「障 がい者支援施設」に改める。

だいに じょう つぎ がき くわ  
第二条 に次のただし書を加える。

ただし、「障 害」とあるのは、この条例において「障 がい」と表記する。

だいに しょう しょうめい つぎ あらた  
第二章 の章名を次のように改める。

だいに しょう しょう しょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆん  
第二章 障 がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

だいに しょうだいいちせつ せつめい つぎ あらた  
第二章 第一節 の節名を次のように改める。

だいいちせつ していしょう ふくし じぎょうとう  
第一節 指定 障 がい福祉サービスの事業等

だいさんじょうちゅう しょうがいふくし しょう ふくし あらた  
第三条 中「障害福祉サービス」を「障 がい福祉サービス」に改める。

だいよんじょうだいいちごうちゅう しょうがいふくし しょう ふくし しょうがい  
第四条 第一項 中「障害福祉サービス」を「障 がい福祉サービス」に、「障 害の  
」を「障 がいの」に改め、同条 第二項 中「障害福祉サービス」を「障 がい福祉  
サービス」に、「障 害児」を「障 がい児」に改め、同条 第三項 中「障害福祉サ  
ービス」を「障 がい福祉サービス」に改める。

だい ごじょうだいに ごうちゅう しょうがいふくし しょう ふくし ちてきしょう  
第五条 第二項 中「障害福祉サービス」を「障 がい福祉サービス」に、「知的 障  
害」を「知的障 がい」に、「精神 障 害」を「精神 障 がい」に、「障 害者」を「障  
がい者」に改め、同条 第三項 中「障 害福祉サービス」を「障 がい福祉サ  
ービス」に、「視覚障 害」を「視覚障 がい」に、「障 害者」を「障 がい者」に改め、同条  
第四項 中「障 害福祉サービス」を「障 がい福祉サービス」に改める。

だいきゅうじょうちゅう じゅうどしょうがいしゃ じゅうどしょう しゃ しょうがいふくし  
第九 条 中「重度障害者」を「重度障がい者」に、「障害福祉サービス」を  
「障がい福祉サービス」に改める。

だいじゅうななじょう に だいいちこうおよ だいにこうなら だいじゅうはちじょう しょうがいふくし  
第十七 条 の二第一項及び第二項並びに第十八 条 中「障害福祉サービス」を  
「障がい福祉サービス」に改める。

だいにしょうだいにせつ せつめい つぎ あらた  
第二章 第二節の節名を次のように改める。

だいにせつ しょう ふうし じぎょう  
第二節 障がい福祉サービス事業

だいじゅうきゅうじょうちゅう しょうがいふくし しょう ふうし あらた  
第十九 条 中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

だいにじゅうじょうだいいちこうちゅう しょうがいふくし しょう ふうし しょうがい  
第二十条 第一項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「障害  
の」を「障がいの」に改め、同条第二項及び第三項中「障害福祉サービス」を  
「障がい福祉サービス」に改める。

だいにじゅうきゅうじょうちゅう しょうがいふくし しょう ふうし あらた  
第二十九 条 中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

だいにしょうだいさんせつ せつめい つぎ あらた  
第二章 第三節の節名を次のように改める。

だいさんせつ していしょう しゃしえんしせつ  
第三節 指定障がい者支援施設

だいさんじゅうじょうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ あらた  
第三十 条 中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

だいさんじゅういちじょうだいいちこうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ しょうがい  
第三十一条 第一項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害  
の」を「障がいの」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、  
どうじょうだいにこうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ しょうがいふくし  
同条第二項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害福祉サー  
ビス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第三項中「障害者支援施設」を  
「障がい者支援施設」に改める。

だいさんじゅう に じょうおよ だいさんじゅうさんじょうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ  
第三十二条 及び第三十三条 中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設  
」に改める。

だいにしょうだいよんせつ せつめい つぎ あらた  
第二章 第四節の節名を次のように改める。

だいよんせつ しょう しゃしえんしせつ  
第四節 障がい者支援施設

だいさんじゅうよんじょうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ あらた  
第三十四 条 中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

だいさんじゅうごじょうだいいちこうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ しょうがい  
第三十五条 第一項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害  
の」を「障がいの」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、  
どうじょうだいにこうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ しょうがいふくし  
同条第二項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害福祉サー  
ビス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第三項中「障害者支援施設」を  
「障がい者支援施設」に改める。

だいさんじゅうろくじょうおよ だいさんじゅうななじょうちゅう しょうがいしゃしえんしせつ しょう しゃしえんしせつ  
第三十六条 及び第三十七条 中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設  
」に改める。

だいさんじゅうきゅうじょうだいにこうちゅう しょうがいじ しょう じ あらた どうじょうだいさんこうちゅう  
第三十九 条 第二項中「障害児」を「障がい児」に改め、同条第三項中「

しょうがいふくし  
障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

だいよんじゅうさんじょうだいちこうちゅう  
第四十三条 第一項中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第三項中

しょうがいふくし  
「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

だいさんしょう  
第三章の章名を次のように改める。

だいさんしょう  
第三章 指定障がい福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

ふくおかけんしょうがいじつうしよしえん  
(福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の  
一部改正)

だいさんじゅうじょう  
第三十条 福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

しょうれい  
条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する

。

だimei  
題名を次のように改める。

ふくおかけんしょう  
福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運

えい  
営の基準等に関する条例

もくじちゅう  
目次中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児通所支援事業  
者」を「障がい児通所支援事業者」に改める。

だいちじゅうちゅう  
第一条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児通所支援

じぎょうしゃ  
事業者」を「障がい児通所支援事業者」に改める。

だいにじょう  
第二条に次のただし書を加える。

ただし、「障害」とあるのは、この条例において「障がい」と表記する。

だいよんじゅうだいちこうちゅう  
第四条 第一項中「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に  
、「障害児の」を「障がい児の」に、「障害の」を「障がいの」に、「障害児に」を

しょう  
「障がい児に」に改め、同条第二項中「障害児通所支援事業者」を「障がい児

つうしよしえんじぎょうしゃ  
通所支援事業者」に、「障害児の」を「障がい児の」に改め、同条第三項中「障害児

つうしよしえんじぎょうしゃ  
通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に、「障害福祉サービス」を「障

ふくし  
がい福祉サービス」に改め、同条第四項中「障害児通所支援事業者」を「障が

じつうしよしえんじぎょうしゃ  
い児通所支援事業者」に、「障害児の」を「障がい児の」に改める。

だいちじょう  
第五条から第八条までの規定中「障害児」を「障がい児」に改める。

だいにしょうだいにせつ  
第二章 第二節の節名を次のように改める。

だいにせつ  
第二節 指定障がい児入所施設等

だいちゅういちじゅうちゅう  
第十一条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に改める。

だいちゅうにじょうだいちこうちゅう  
第十二条 第一項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児

しょう  
の」を「障がい児の」に、「障害の」を「障がいの」に、「障害児に」を「障がい

見に」に改め、同条第二項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児の」を「障がい児の」に改め、同条第三項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第四項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児の」を「障がい児の」に改める。

第十三条及び第十四条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に改める。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 福祉型障がい児入所施設等

第十五条、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二及び第十八条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 指定障がい児通所支援事業者の指定の欠格事由に関する事項

(福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

第三十一条 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(平成二十四年福岡県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、「視覚障害者に」を「視覚障がいのある人」に改める。

第十二条第十一号中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改める。

。

第二十二条の見出しを「(障がい者用駐車施設)」に改め、同条第一項中「障害者」を「、障がいのある人」に、「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第二項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第三項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項第三号中「障害者用」を「障がい者用」に改める。

第二十三条の見出しを「(障がい者用停車施設)」に改め、同条第一項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に、「障害者」を「、障がいのある人」に、「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同条第二項中「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同項第二号中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同項第三号中「障害者用」を

「障がい者用」に改める。

第二十五条及び第二十六条第一項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改める。

第二十九条中「障害者用駐車施設、障害者用停車施設」を「障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設」に改める。

第三十条第一項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項第一号中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改め、同条第二項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改める。

第三十三条第二項中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改める。

第三十四条の見出しを「(視覚障がい者誘導用ブロック)」に改め、同条第一項中「視覚障害者の」を「視覚障がいのある人の」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に改め、同条第二項及び第三項中「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に改め、同条第四項中「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に、「視覚障害者を」を「視覚障がいのある人を」に改める。

(福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例の一部改正)

第三十二条 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例 (平成二十五年福岡県

条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「障害者」を「障がいのある人」に改める。